

ビューティビジネス大学院  
評価基準要綱  
(専門職大学院認証評価)



平成28年9月  
(令和4年3月改訂)

一般社団法人  
専門職高等教育質保証機構



## はじめに

専門職大学院は、社会的・国際的に活躍できる高度専門職業人養成へのニーズに対応するため、高度専門職業人の養成に目的を特化した課程として創設されました。その特徴としては、理論と実務を架橋した教育を行うことを基本とし、①少人数教育、双方向的・多方向的な授業、事例研究、現地調査などの実践的な教育方法をとる、②研究指導や論文審査は必須としない、③実務家教員を一定割合置くなどが制度上定められています。

各専門職大学院は、それぞれの目的に応じた教育研究水準の維持・向上を積極的に図るために、5年以内ごとに文部科学大臣から認証を受けた機関（認証評価機関）による評価（認証評価）を受けることが義務づけられています（学校教育法第九十九条第三項および学校教育法施行令第四十条）。また、専門職大学の制度化にあわせて、専門職大学院についても、専門性が求められる職業に関連する者の協力を得て教育課程の編成等を行う規定を設ける学校教育法および専門職大学院設置基準の一部改正が施行されました〔2019年（平成31年）4月1日〕。

一般社団法人専門職高等教育質保証機構（以下「機構」とよびます。）は、専門職大学院の一分野であるビューティビジネス大学院の教育研究活動等の質を保証する認証評価機関として、2012年度および2017年度にハリウッド大学院大学ビューティビジネス研究科の専門分野別認証評価を実施しました。機構では、3巡目（2022年度）の認証評価に向けて、法令改正や提言、これまで認証評価を受けた大学院や評価に携わった評価担当者からのアンケート結果・意見を踏まえ、評価基準や評価方法等について抜本的な検討を行いました。

その結果、学修者本位の教育への転換が提言（『2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）』）されている状況を鑑みて学修成果の質保証を強調する評価を実施すること、基準の中で特に重視される基準を「重点評価項目」とすること、評価基準本体は概括的で簡素なものとする、基準を判断する上での具体的な指針となる「判断指針」を設けること等、より適切な認証評価を行うための評価基準等の改定を行い、新たな「ビューティビジネス大学院評価基準要綱」として決定しました。

この評価基準要綱のほかに、評価の詳細な手順等を示すものとして、大学院が自己評価を行うにあたっての実施要項『自己評価実施要項』や、機構の評価担当者が評価を行うにあたって用いる手引書『評価実施手引書』も作成してあります。

専門職大学院教育の充実のためには、各大学院が、認証評価結果を踏まえた上で、社会の動向を見据えて、自らその改善を図り、真に国民の期待と信頼に応えていくことが重要です。

また、機構としては、わが国のビューティビジネス大学院の教育研究活動等の水準の維持・向上を図るとともに、その个性的で多様な発展に資するよう、これからもビューティビジネス大学院評価システムの改善に努めます。



# 目 次

はじめに	i
第1章 ビューティビジネス大学院認証評価	
I 目 的	1
II 基本の方針	1
第2章 評価基準	
領域I 大学院の目的および学修成果	3
領域II 教育課程および教育方法	4
領域III 教育研究上の基本組織	5
領域IV 財務運営、管理運営および情報公表	5
領域V 学修環境	6
領域VI 学生受入および定員管理	6
領域VII 内部質保証	7
第3章 評価の実施体制・方法等	
I 実施体制	8
II 実施方法	8
III 評価結果の公表	9
IV 実施時期とスケジュール	9
V 評価実施後の大学院における教育活動等の質の確保	10
VI 情報公開	10
VII 評価手数料	10
VIII 追評価	10
IX 評価基準等の変更手続き	11
参考資料 専門職大学院認証評価関係法令	12



# 第1章 ビューティビジネス大学院認証評価

ビューティビジネスは、わが国のみならず国際的にも急速に発展している分野の一つです。ビューティビジネス大学院は、この分野の更なる発展に貢献する人材を養成することを目的として設置された専門職大学院です。一方、専門職大学院はじめ高等教育機関は、その教育研究等の水準の維持および向上を図るために、第三者機関（認証評価機関）の評価を定期的に受けることが国際的な流れとなっています。

## I 目的

一般社団法人専門職高等教育質保証機構（以下「機構」とよびます。）が、ビューティビジネス大学院を置く大学からの求めに応じて、ビューティビジネス大学院に対して実施する認証評価（以下「評価」とよびます。）は、わが国のビューティビジネス大学院の教育研究等の水準の維持および向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として実施します。

- 機構が定めるビューティビジネス大学院評価基準に基づいて、ビューティビジネス大学院を定期的に評価することによって、その教育研究活動等の質を保証すること。
- 大学院の教育研究活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該大学院にフィードバックすることによって、その教育研究活動等の改善・向上に資すること。
- 大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくために、その教育研究活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すことによって、社会的説明責任を果たすこと。

## II 基本的方針

上記の目的を達成するために、次のような基本的な方針のもとに、機構は評価を実施します。

### ① 評価基準に基づく評価

この評価は、機構の定めた評価基準に基づいて、大学院の教育研究活動等の総合的な状況について、基準を満たしているかどうかの判断を中心とした評価を実施します。その上で、全ての基準に係る状況を総合的に勘案して、ビューティビジネス大学院評価基準に適合しているか否かの判定を行います。さらに、その結果を踏まえて、大学院設置基準をはじめ関係法令に適合しているか否かの認定を行います。

### ② 学修成果を中心とした評価

学修者本位の教育が重要視される中で、学生が身につけた知識・技能、人間力、経験等の質の重要性を踏まえて、学修成果を中心として教育研究活動等の総合的な状況について評価を実施します。このために、学生をはじめ修了生、雇用者等の各種関係者からの意見聴取などの参画を求めて評価を実施します。

### ③ 個性の伸長と質の改善・向上に資する評価

この評価は、機構の定めた評価基準に基づいて実施しますが、その判断にあたっては、各大学院の個性や特色が十分に発揮できるよう、教育研究活動等に関して大学院が有する「目的」を踏まえつつ実施します。このため、基準の設定においても、大学院の目的を踏まえた評価が行えるような配慮がされています。ここでいう「目的」とは、大学院の使命、教育上の理念・目的、養成しようとする人材像、教育研究活動等を実施する上での基本方針、達成しようとしている基本的な成果等をさします。

質の向上を促すために、優れた成果が確認できる取組について「優れた点」あるいは「特色ある点」として明示します。質の改善を具体的に促すために、改善を要する事項があれば、「改善が望ましい点」あるいは「改善を要する点」として指摘します。「改善を要する点」と指摘した事項に対する対応状況は継続的に確認します。

### ④ 内部質保証を重視した評価

大学院が、自ら教育研究活動等について継続的に点検・評価を行い、その結果を改善につなげることにより、教育研究活動等の質を維持し向上を図ることを「内部質保証」と位置づけて、内部質保証の体制が整備され機能していることを重点的に評価します。このため、内部質保証に関する基準のいくつかが「重点評価項目」に指定されています。

評価にあたっては、大学院による内部質保証活動の一環として行われた自己点検・評価の結果と、それに対する対応を記した自己評価書および根拠資料・データを分析するとともに、必要な事項の確認および実地調査を経て、ビューティビジネス大学院評価基準に基づいて判断します。

### ⑤ ピア・レビューを中心とした評価

大学院における教育研究活動という高度に専門的な分野における評価を適切に実施するために、これらの活動について経験と識見を有する者（ピア）が中心となって評価します。また、社会の幅広い理解と支持が得られるように、社会、経済、文化等各方面の有識者等の関与を求めるとともに、大学関係者による利益相反を排除して、公正性を担保します（『ビューティビジネス大学院評価実施手引書』p. 14）。

### ⑥ 国際的な質保証の動向を踏まえ透明性の高い開かれた評価

評価基準の策定および評価の実施にあたっては、国際的な高等教育の質保証に関する標準的な視点や手法との整合性をとり、国際的にも活用される評価を行います。

意見申立て制度を整備するとともに、評価結果を広く社会に公表することにより、透明性の高い開かれた評価とします。また、開放的で進化する評価をめざして、評価の経験や評価を受けたビューティビジネス大学院等の意見を踏まえつつ、評価システムの改善を図ります。



## 第2章 評価基準

ビューティビジネス大学院評価基準（以下「評価基準」とよびます。）は、学修者本位の教育活動を中心として教育研究活動等の総合的な状況を評価するために、「領域Ⅰ 大学院の目的および学修成果」「領域Ⅱ 教育課程および教育方法」「領域Ⅲ 教育研究上の基本組織」「領域Ⅳ 財務運営、管理運営および情報公表」「領域Ⅴ 学修環境」「領域Ⅵ 学生受入および定員管理」「領域Ⅶ 内部質保証」の7領域に分類される27基準から構成されています。

評価基準は、専門職学位課程における教育研究活動を中心として、専門職大学院設置基準等の法令適合性を含めて、ビューティビジネス大学院として適合していることが必要と考えられる内容を示したものです。評価は、基準ごとにそれぞれの内容を満たしているか否かの判断を中心として実施します。

「領域Ⅰ 大学院の目的および学修成果」と「領域Ⅶ 内部質保証」に係る基準のうち評価基準で定めるものについては、「重点評価項目」として位置づけています。また、各基準を判断する上での具体的な方針となる「判断指針」を設けてあります。

分野別認証評価は、大学院の目的に照らして行われることとなります。この評価における大学院の目的とは、人材養成に関する目的その他教育研究上の目的をさします。

下記の各基準の状況を社会に向けて明確に示すためには、それぞれの基準について『自己評価実施要項』に示す分析観点に基づいて評価する必要があります。対象大学院の自己評価においては、原則として、すべての分析観点に係る状況を分析・整理した結果を自己評価報告書に記載してください。

領域Ⅰ 大学院の目的および学修成果
基準Ⅰ-1 大学院の目的が適切に設定されていること。
基準Ⅰ-2 【重点評価項目】大学院の目的に則した人材養成がなされていること。

### 判断指針

基準Ⅰ-1 大学院の目的が適切に設定され、教育の理念、目標、養成しようとする人材像が明確であることを確認します。

基準Ⅰ-2 修了時の状況（単位修得・修了状況、資格取得等の状況、授業評価等学生からの意見聴取の結果）、修了生の進路の状況等の実績や成果、および修了生や就職先等の関係者からの意見聴取の結果から、意図している学修成果があがっているか否かを判断します。

## 領域Ⅱ 教育課程および教育方法

- 基準Ⅱ-1 修了認定・学位授与方針が、具体的かつ明確であること。
- 基準Ⅱ-2 教育課程編成・実施方針が、修了認定・学位授与方針と一貫性があり、具体的かつ明確であること。
- 基準Ⅱ-3 教育課程が、修了認定・学位授与方針および教育課程編成・実施方針に則して体系的に編成され、当該職業分野の動向にふさわしい内容および水準であること。
- 基準Ⅱ-4 修了認定・学位授与方針および教育課程編成・実施方針に則して、当該職業分野の動向を反映した授業形態・方法、学修指導法等が採用されていること。
- 基準Ⅱ-5 教育課程編成・実施方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施され、単位が認定されていること。
- 基準Ⅱ-6 大学院の目的および修了認定・学位授与方針に則して修了要件が策定され、公正な修了認定が実施されていること。
- 基準Ⅱ-7 産業界・地域社会と連携した教育課程の編成が進められていること。また、教育課程連携協議会が、定期的開催され、機能していること。

### 判断指針

基準Ⅱ-1 修了認定・学位授与方針が、学生の身につけるべき資質・能力の目標を具体的かつ明確に示しているか否かを判断します。

基準Ⅱ-2 教育課程編成・実施方針が、修了認定・学位授与方針と整合性をもっており、教育課程の編成方針、教育方法に関する方針、学修成果の評価方針等を具体的かつ明確に示しているか否かを判断します。

基準Ⅱ-3 教育課程が修了認定・学位授与方針および教育課程編成・実施方針に則して編成されているか否か、授業科目がビューティビジネス大学院に相応しい内容および水準であるか否かを判断します。

基準Ⅱ-4 教育課程の編成および授業科目の内容が、修了認定・学位授与方針および教育課程編成・実施方針に則して、当該職業分野の動向が反映された授業形態・方法、学修指導法等が採用されていることについて、主としてシラバスの記載内容、同時に授業を行う学生数、履修登録科目に関する単位数の上限設定（CAP制）等について、適切であるか否かを判断します。

基準Ⅱ-5 教育課程編成・実施方針に基づいて、成績評価基準が学生に周知され、その基準に即して成績評価、単位認定が実施されているか、さらに、厳格かつ客観的な成績評価を実施するために、成績評価の適切性の確認や異議申立ての仕組みが組織的に設けられているか否かを判断します。

基準Ⅱ-6 修了認定・学位授与方針に則して修了要件が策定され、評価基準が明確であり、それらが学生に周知され、修了認定が適切に実施されているか否かを判断します。

基準Ⅱ-7 教育課程の開発・開設が、産業界・地域社会と連携しつつ進められている状況を確認します。また、教育課程連携協議会の構成員、開催状況、議事要旨とともに、議論内容の反映状況を確認します。

領域Ⅲ 教育研究上の基本組織
<p>基準Ⅲ-1 教育研究上の基本組織が、大学院の目的に照らして適切に構成され、教育研究活動等を展開する上で、必要な教員が適切に配置されていること。</p> <p>基準Ⅲ-2 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備されていること。</p>

判断指針

基準Ⅲ-1 基本的な教育研究組織が、大学院の目的に則して適切な形で設置・整備され、必要な教員が配置されているか否かを判断します。また、教育研究組織が、学校教育法、専門職大学院設置基準等の関係法令に定められた要件を具備しているか否かを判断します。

基準Ⅲ-2 教育研究活動等を展開していくために、重要事項を審議する会議（以下「教授会等」という。）が置かれ、必要な活動を行なっているか否かを判断します。

\* 「重要事項を審議する会議」とは、教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜および教員の人事等に関する重要事項をいう。

領域Ⅳ 財務運営、管理運営および情報公表
<p>基準Ⅳ-1 財務運営が大学院の目的に照らして適切であること。</p> <p>基準Ⅳ-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること。</p> <p>基準Ⅳ-3 管理運営を行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること。</p> <p>基準Ⅳ-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、教職員の管理運営に関する能力を向上させる取組が実施されていること。</p> <p>基準Ⅳ-5 財務および管理運営に関する内部統制・監査の体制が機能していること。</p> <p>基準Ⅳ-6 教育研究活動等に関する情報が適切に公表され、説明責任が果たされていること。</p>

判断指針

基準Ⅳ-1 大学院の目的に照らして適切な財務運営が行われ、安定した財務基盤を確立しているか否かを判断します。

基準Ⅳ-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能しているか否かを判断します。

基準Ⅳ-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が整備され、機能しているか否かを判断します。

基準Ⅳ-4 大学院を運営するために職務を司る教職員が、適切に役割分担し、その連携体制が確保され、教職員の管理運営に関する能力を向上させる取組が実施されているか否かを判断します。

基準Ⅳ-5 財務および管理運営に関する内部監査を含む内部統制・監査の体制が整備され、機能しているか否かを判断します。

基準Ⅳ-6 大学院の目的、教育研究に関する基本方針、教育研究上の基本組織、教育研究の実施体制、教育課程および学生の状況等、教育研究活動等の状況に関する基本的な情報（学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む。）、自己点検・評価の結果など法令により公表が求められている情報が適切に公表されているか否かを判断します。

領域V 学修環境
<p>基準V-1 教育研究組織および教育課程に対応した施設・設備（図書、学術誌、ICT環境、バリアフリー化等を含む。）が整備され、有効に活用されていること。</p> <p>基準V-2 学生に対して、適切な履修指導、学修支援が行われていること。</p> <p>基準V-3 学生に対して、生活、進路、経済、ハラスメント等に関する相談・助言、支援等が適切に実施されていること。</p>

### 判断指針

基準V-1 必要な施設・設備（図書、学術誌、ICT環境、バリアフリー化等を含む。）が整備されているか否か、それらの施設・設備が有効に活用されているか否かを判断します。

\*ICT（Information and Communication Technology）とは、情報・通信に関する技術一般の総称。

基準V-2 修了認定・学位授与方針を参照しつつガイダンス等が実施され、学生のニーズに則した履修指導や学修相談の体制が整備されているか否かを判断します。また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生を受け入れている場合の適切な学修支援の実施状況について確認します。

基準V-3 学生に対する生活、進路、経済、ハラスメント等に関する相談・助言体制等が整備され、必要な支援が行われているか否かを判断します。

領域VI 学生受入および定員管理
<p>基準VI-1 入学者受入方針が明確に定められていること。</p> <p>基準VI-2 入学者の受入が適切に実施されていること。</p> <p>基準VI-3 在籍者数および実入学者数が、収容定員および入学定員に対して適正な数となっていること。</p>

### 判断指針

基準VI-1 大学院の理念、目標および養成しようとする人材像に沿って、どのような能力や適性等を有する学生を求めているのか、どのような方針で入学者選抜を行うのか等の考え方をまとめた入学者受入方針が、修了認定・学位授与方針および教育課程編成・実施方針との整合性に留意しつつ明確に定められているか否かを判断します。

基準VI-2 学生の受入が適切な体制の下、公正かつ適切な方法により行われ、入学者受入方針に沿った方法に基づいて入学者選抜が実施されているか否かを判断します。

基準VI-3 収容定員に対する在籍者数が適正な数となっているか、入学定員に対する実入学者数が適正な数となっているか否か、入学者数が大学院の授業を実施するに当たり適正な規模となっているか否かを判断します。

## 領域Ⅶ 内部質保証

基準Ⅶ-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること。

基準Ⅶ-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定され、適切に実施されていること。

基準Ⅶ-3 【重点評価項目】内部質保証が有効に機能して、教育研究等の改善・向上が図られていること。

基準Ⅶ-4 教員の質を確保し、さらに教育研究活動を支援・補助する者を含めて、それらの維持・向上が図られていること。

### 判断指針

基準Ⅶ-1 教育研究活動等の状況について自己点検・評価し、その結果に基づき教育研究活動等の質の改善・向上に継続的に取り組む体制が整備されているか否かを判断します。

\*教育課程連携協議会については、基準Ⅱ-7で評価します。

基準Ⅶ-2 基準Ⅶ-1の体制のもとで、教育研究環境に係る事項および教育課程とその学修成果について、組織としてその状況を把握し、改善・向上に結びつける取組が継続的に実施されるために必要な手順が明確化されており、その手順に基づいて適切に実施されているか否かを判断します。

基準Ⅶ-3 自己点検・評価の結果、教育研究活動等に改善すべき点があった場合には、対応計画を策定し、それらに基づいて取組を実施し、さらに取組の効果等を検証しているか否かを判断します。

基準Ⅶ-4 教員の採用・昇任に係る規定（教員に必要とされる教育上、研究上または実務上の能力に関する内容を含む。）の整備、教員の質を維持・向上させるための教員評価の仕組み、ならびに教育研究能力を向上させるための組織的取組の状況を分析して、教員組織の機能が適切に維持されているか否かを判断します。また、教育研究活動を支援する職員、教育支援者および教育補助者の質を維持・向上させるための組織的取組の状況を確認し判断します。

\*スタッフ・ディベロップメント（SD）については、基準Ⅳ-4で評価します。

## 第3章 評価の実施体制・方法等

この評価は、申請のあったビューティビジネス大学院（以下「対象大学院」とよびます。）を対象として実施するものです。評価の最初のステップは、対象大学院における自己評価です。対象大学院は、別に定める『自己評価実施要項』を参考に、自己評価を実施します。自己評価では、第2章 評価基準（pp. 3～7）に示した7領域27基準ごとに、分析観点に係る状況を分析・整理した上で、基準の判断（満たしているかどうか）を行います。さらに、領域ごとに優れた成果が確認できる取組および改善を要する事項を抽出します。これらの結果を自己評価書としてまとめて、機構に提出します。

機構における評価は、対象大学院から提出された自己評価書を分析することによって行われます。

### I 実施体制

評価実施にあたっては、ビューティビジネス大学院に関して高く広い見識を有する大学関係者、当該専門分野の関係者ならびに高等学校、地方公共団体、民間企業等の関係者から構成されるビューティビジネス大学院認証評価委員会（以下「評価委員会」とよびます。）を設置します。評価委員会委員は、機構の理事会の議を経て、決定します。

評価委員会は、次の事項を審議し、決定します。

- ① 評価基準および評価方法その他評価に必要な事項の制定、改訂および変更
- ② 認証評価報告書の作成

機構が実施する評価をより実効性の高いものとするためには、客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした信頼性の高い評価を行う必要があります。このために、評価委員会委員が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるように、評価の目的、内容および方法等について十分な研修を実施します。機構においては、このように十分な研修を受けた評価委員会委員が評価を実施します。

### II 実施方法

評価基準に定められた基準ごとに、対象大学院から提出された自己評価書の分析および必要事項の確認（書面調査）ならびに訪問による実地調査（訪問調査）を踏まえて、その基準を満たしているかどうかの判断を行い、その理由を明示します。改善を要する点が認められた基準については「満たしていない」と判断します。

すべての基準を満たしている場合、「ビューティビジネス大学院評価基準に適合している」と判定します。満たしていない基準があった場合には、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、ビューティビジネス大学院として相応しい教育研究活動等の質が確保されている状況が、確認できる場合には「評価基準に適合している」と、確認できない場合には「評価基準に適合していない」と判定します。なお、重点評価項目に指定されている基準を満たしていない場合には、他の基準の状況如何に関わらず「評価基準に適合していない」と判定します。

評価結果においては、それぞれの基準を満たしているか否かの判断および評価基準に適合しているか否かの判定に併せて、領域ごとに、特に重要と思われる点（優れた点、特色ある点、改善が望ましい点、改善を要する点）を指摘します。

## 1. 機構における評価方法

評価は、書面調査および訪問調査により実施します。書面調査は、別に定める『評価実施手引書』に沿って、大学院から提出された自己評価書（提出された根拠資料・データを含みます。）および機構が独自に調査・収集する資料・データの分析を行います。訪問調査は、別に定める『評価実施手引書』に沿って、書面調査では確認できなかった事項等を中心に調査を実施します。これらの調査、分析結果を基に、評価委員会において審議し、評価結果（案）が取りまとめられます。

## 2. 意見申立てと評価結果の確定

評価結果は、大学院における教育研究活動等の改善に役立てられるとともに、広く社会に公表されるものであることから、評価プロセスにおいて透明性を確保するだけでなく、その正確性を確保する必要があります。このため、評価結果を確定する前に、評価結果（案）を対象大学院に通知し、その内容等に対する意見の申立ての機会を設けます。意見申立てがあった場合には、評価委員会において再度審議を行い、評価結果を確定します。

意見申立てのうち、「評価基準に適合していない」との判定に対する意見申立てがあった場合には、評価委員会の下に意見申立審査会を設置し、審議を行います。その議を踏まえて、評価委員会において最終的な決定を行います。

## Ⅲ 評価結果の公表

評価結果は、認証評価報告書として公表します。認証評価報告書は、対象大学院およびその設置者に提供します。また、印刷物の刊行およびウェブサイト（<https://qaphe.com/>）への掲載等により、広く社会に公表します。評価結果の公表の際には、評価の透明性を確保するため、大学院から提出された自己評価書（別添で提出された根拠資料・データを除きます。）を機構のウェブサイトに掲載します。

## Ⅳ 実施時期とスケジュール

評価を希望する大学院は、評価の実施を希望する前年度の3月末までに、別に定める様式に従って、機構に申請することが必要です。ビューティビジネス大学院は、開設後5年以内に初回の評価を受け、以降は5年以内に次の評価を受けることが義務づけられています。なお、追評価（p. 10）を受けた大学院に関する次の評価の時期は、当該追評価の時期からではなく、本評価の時期から起算するものとします。

大学院から評価の申請受付から、評価結果を公表するまでのプロセス・スケジュールは、下記のとおりです。なお、「満たしていない」と判断された基準がある大学院については、評価実施年度の翌年度以降に、改善状況を確認します。

### 評価申請年度

随時 認証評価に関する説明会

3月末 評価の申請受付締切

### 評価実施年度

4月～5月 対象大学院の自己評価担当者等に対する研修の実施

7月～8月 機構の評価担当者の研修

8月末	対象大学院から自己評価書の提出締切
9月～	書面調査および訪問調査の実施
12月末	評価結果を確定する前に対象大学院に通知
1月末	対象大学院からの意見申立ての受付締切
3月上旬	評価結果の確定、公表

#### 評価実施年度の翌年度以降（「満たしていない」と判断された基準がある大学院）

8月末	対象大学院から改善状況報告書の提出締切
3月上旬	改善状況報告書に対する評価結果の確定、公表

## V 評価実施後の大学院における教育活動等の質の確保

機構の評価を受けた大学院が、次の評価（他の認証評価機関による評価を含みます。）を受けるまでの間に、教育課程または教員組織に重要な変更を行った場合には、学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第三条第二項（p. 15）に基づいて、変更に係る事項について、当該大学院の意見を聴いた上で、必要に応じて、公表した評価結果に当該事項を付記する等の措置を講じます。

「評価基準に適合している」と判断された大学院で、「改善を要する点」として指摘された事項等がある場合には、当該事項等に関する対応状況の報告を機構に対して行うこととします。機構の評価委員会において、その対応状況を検討し、改善が行われていると確認できた場合には、その旨を評価結果に追記し、公表します。

## VI 情報公開

機構は、社会と大学院の双方に開かれた組織であるとともに、評価については、常により良いシステムとなるよう、透明性・客観性を高めることが求められています。このことから、評価基準、評価方法、評価の実施体制等の学校教育法施行規則第百六十九条第一項に規定する事項を公表するとともに、その他の評価に関して保有する情報についても、可能な限り、ウェブサイトへの掲載等適切な方法により提供します。

## VII 評価手数料

評価を実施するにあたっては、別に定めるところにより、評価手数料を徴収します。

## VIII 追評価

「評価基準に適合していない」と判定された場合には、評価実施年度の翌々年度までであれば、別に定める手続に従って、「満たしていない」と判断された基準に限定して追評価を受けることができます。この追評価において当該基準を満たしていると判断された場合には、先の評価と併せて、全体として「評価基準に適合している」と認め、その旨公表します。



## IX 評価基準等の変更手続き

機構は、評価を受けた大学院や、評価を行った評価担当者、その他関係者の意見を踏まえて、適宜基準等の改善を図り、開放的で進化する評価システムの構築に努めます。評価基準や評価方法その他評価に必要な事項を変更する場合には、事前に関係者に対し、意見照会を行うなど、その過程の公正性および透明性を確保しつつ、評価委員会において審議し、決定します。

## 参考資料 専門職大学院認証評価関係法令

○学校教育法（抄）（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）施行日：令和二年四月一日（令和元年法律四十四号による改正）

- 第九十九条** 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。
- 2 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。
  - 3 専門職大学院は、文部科学大臣の定めるところにより、その高度の専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとする。

- 第一百九条** 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第五項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けけるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。
  - 3 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けけるものとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。
  - 4 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。以下この条及び次条において同じ。）に従つて行うものとする。
  - 5 第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況（第二項に規定する大学の教育研究等の総合的な状況及び第三項に規定する専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況をいう。次項及び第七項において同じ。）が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。
  - 6 大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（次項において「適合認定」という。）を受けよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。
  - 7 文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。

- 第一百十条** 認証評価機関になろうとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、申請により、文部科学大臣の認証を受けることができる。
- 2 文部科学大臣は、前項の規定による認証の申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認証をするものとする。
    - 一 大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること。
    - 二 認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されていること。
    - 三 第四項に規定する措置（同項に規定する通知を除く。）の前に認証評価の結果に係る大学からの意見の申立ての機会を付与していること。
    - 四～五（略）
    - 六 その他認証評価の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。
  - 3 前項に規定する基準を適用するに際して必要な細目は、文部科学大臣が、これを定める。

- 4 認証評価機関は、認証評価を行ったときは、遅滞なく、その結果を大学に通知するとともに、文部科学大臣の定めるところにより、これを公表し、かつ、文部科学大臣に報告しなければならない。
- 5～6 (略)

○**学校教育法施行令（抄）**（昭和二十八年十月三十一日政令第三百四十号）施行日：令和三年四月一日（令和元年政令百二十八号による改正）

**第四十条** 法第九十九条第二項（法第二百三十三条において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は七年以内、法第九十九条第三項の政令で定める期間は五年以内とする。

○**専門職大学院設置基準（抄）**（平成十五年文部科学省令第十六号）施行日：令和二年四月一日（令和元年文部科学省令二十二号による改正）

**（教育課程の編成方針）**

**第六条** 専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を、産業界と連携しつつ、自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 専門職大学院は、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。

3 前項の規定による授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、次条に規定する教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。

**（教育課程連携協議会）**

**第六条の二** 専門職大学院は、産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとする。

2 教育課程連携協議会は、次に掲げる者をもって構成する。ただし、専攻分野の特性その他の当該専門職大学院における教育の特性により適当でない認められる場合には、第三号に掲げる者を置かないことができる。

- 一 学長又は当該専門職大学院に置かれる研究科（学校教育法第百条ただし書に規定する組織を含む。）の長（第四号及び次項において「学長等」という。）が指名する教員その他の職員
- 二 当該専門職大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行うものによる団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの
- 三 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者
- 四 当該専門職大学院を置く大学の教員その他の職員以外の者であって学長等が必要と認めるもの

3 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長等に意見を述べるものとする。

- 一 産業界等との連携による授業科目の開発その他の教育課程の編成に関する基本的な事項
- 二 産業界等との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

○**学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（抄）**（平成十六年三月十二日文部科学省令第七号）

施行日：令和二年四月一日（令和元年文部科学省令第二十八号による改正）

**第一条** 学校教育法（以下「法」という。）第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 大学評価基準が、法及び学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）並びに大学（専門職大学及び短期大学並びに大学院を除く。）に係るものにあつては大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）及び大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）に、専門職大学

(大学院を除く。)に係るものにあつては専門職大学設置基準(平成二十九年文部科学省令第三十三号)に、大学院に係るものにあつては大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第二十八号)及び専門職大学院設置基準(平成十五年文部科学省令第十六号)に、短期大学(専門職短期大学を除く。)に係るものにあつては短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)及び短期大学通信教育設置基準(昭和五十七年文部省令第三号)に、専門職短期大学に係るものにあつては専門職短期大学設置基準(平成二十九年文部科学省令第三十四号)に、それぞれ適合していること。

- 二 大学評価基準において、評価の対象となる大学における特色ある教育研究の進展に資する観点からする評価に係る項目が定められていること。
  - 三 大学評価基準を定め、又は変更するに当たっては、その過程の公正性及び透明性を確保するため、その案の公表その他の必要な措置を講じていること。
  - 四 評価方法に、大学が自ら行う点検及び評価の結果の分析、大学の教育研究活動等の状況についての実地調査が含まれていること。
  - 五 法第九十条第六項に規定する適合認定を受けられなかった大学その他の認証評価の結果において改善が必要とされる事項を指摘された大学の教育研究活動等の状況(改善が必要とされた事項に限る。)について、当該大学の求めに応じ、再度評価を行うよう努めることとしていること。
- 2 前項に定めるもののほか、法第九十条第二項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第一百条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。
- 一 大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。
    - イ 教育研究上の基本となる組織に関すること。
    - ロ 教員組織に関すること。
    - ハ 教育課程に関すること。
    - 二 施設及び設備に関すること。
    - ホ 事務組織に関すること。
    - へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受け入れに関する方針に関すること。
    - ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
    - チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること。
    - リ 財務に関すること。
    - ヌ 前号イからリに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること。
  - 二 前号チに掲げる事項については、重点的に認証評価を行うこととしていること。
  - 三 設置計画履行状況等調査(大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則(平成十八年文部科学省令第十二号)第十四条に規定する調査をいう。)の結果を踏まえた大学の教育研究活動等の是正又は改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を把握することとしていること。
  - 四 評価方法に、高等学校、地方公共団体、民間企業その他の関係者からの意見聴取が含まれていること。
- 3 第一項に定めるもののほか、法第九十条第三項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第一百条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。
- 一 大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。
    - イ 教員組織に関すること。
    - ロ 教育課程に関すること(教育課程連携協議会(専門職大学設置基準第十一条若しくは専門職短期大学設置基準第八条又は専門職大学院設置基準第六条の二に規定する教育課程連携協議会をいう。)に関することを含む。)
    - ハ 施設及び設備に関すること。
    - ニ 学修の成果に関すること(進路に関することを含む。)
    - ホ イからニまでに掲げるもののほか、教育研究活動に関すること。

二 評価方法に、当該専門職大学等若しくは専門職大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であつて、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの（次号において「関連職業団体関係者等」という。）及び高等学校、地方公共団体その他の関係者からの意見聴取が含まれていること。

三 大学評価基準を定め、又は変更するに当たっては、関連職業団体関係者等の意見聴取を行うこと。

**第二条** 法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第二号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 大学の教員及びそれ以外のものであつて大学の教育研究活動等に関し識見を有するものが認証評価の業務に従事していること。ただし、法第百九条第三項の認証評価にあつては、これらの者のほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野に関し実務の経験を有する者が認証評価の業務に従事していること。

二 大学の教員が、その所属する大学を対象とする認証評価の業務に従事しないような必要な措置を講じていること。

三 認証評価の業務に従事する者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じていること。

四 大学評価基準、評価方法、認証評価の実施状況並びに組織及び運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとしていること。

五 法第百九条第二項の認証評価の業務及び同条第三項の認証評価の業務を併せ行う場合においては、それぞれの認証評価の業務の実施体制を整備していること。

六 認証評価の業務に係る経理については、認証評価の業務以外の業務を行う場合にあつては、その業務に係る経理と区分して整理し、法第百九条第二項の認証評価の業務及び同条第三項の認証評価の業務を併せ行う場合にあつては、それぞれの認証評価の業務に係る経理を区分して整理していること。

**第三条** 法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第六号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 学校教育法施行規則第百六十九条第一項第一号から第八号までに規定する事項を公表することとしていること。

二 大学から認証評価を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該認証評価を行うこととしていること。

三 大学の教育研究活動等の評価の実績があることその他により認証評価を公正かつ適確に実施することが見込まれること。

2 前項に定めるもののほか、法第百九条第三項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第六号に関するものは、認証評価を行った後、当該認証評価の対象となった専門職大学等又は専門職大学院を置く大学が次の認証評価を受ける前に、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程又は教員組織に重要な変更があつたときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めることとしていることとする。

一般社団法人

専門職高等教育質保証機構

〒106-0032

東京都港区六本木6-5-17

Tel. 03-3403-3432

URL <https://qaphe.com>